

令和6年度(2024年度)茅野市中小企業制度融資 資金一覧

※(重複利用可)の記載のある資金は、貸付限度額の範囲内で複数口の申込みが可能です。
 ※(重複利用可)の記載のない資金は、1資金1口までの利用となります。(開業資金は、運転資金、設備資金それぞれ1口までとなります。)

資金名	対象者	資金使途	貸付限度額	年利%	貸付期間	据え置き	連帯保証人	担保	茅野市からの補助金	
									保証料補助	利子補助
一般資金 (重複利用可)	●全資金共通(開業資金除く) 市内に事業所を有する中小企業者で、市税を完納し、同一事業を1年以上経営している方	設備資金	(設備運転合計) 2,500万円	2.1	7年以内	12ヶ月以内		必要に応じて要する。	補助率10分の8 (1円未満切捨) ただし、セーフティネット保証利用の場合は補助率10分の10	—
		運転資金			5年以内	6ヶ月以内				1.14%分 (借入後3年間)
小口資金 (重複利用可)	小規模企業者であって、事業資金が必要な方	設備資金	(設備運転合計) 2,000万円	1.8	7年以内	6ヶ月以内		要しない。		—
		運転資金			5年以内					
開業資金 (設備資金・運転資金併用可)	1 個人及び法人が、市内に住所を有している方であって、市内における新規開業予定者及び新規開業者(開業後1年未満)で、事業実施のための資金を必要とする方 2 上記対象者で、空き店舗・空き工場等を活用して小売業、サービス業、製造業を開業する方 (2に該当すると利子補助期間が長くなります)	設備資金	1,500万円	1.1	10年以内	12ヶ月以内	原則として法人代表者以外不要	補助率10分の10	1... 1.10%分 (借入後3年間)	
		運転資金	1,000万円		5年以内				2... 1.10%分 (借入後4年間)	
公共事業関連資金	国、県及び市が実施する公共事業の施行に伴い移転、改築する場合で、引き続き事業を営む方	設備資金	2,000万円	1.9	10年以内	12ヶ月以内	必要に応じて要する。	補助率10分の8 (1円未満切捨) ただし、セーフティネット保証利用の場合は補助率10分の10	1.14%分 (借入後3年間)	
		運転資金	1,500万円		5年以内				1.14%分 (借入後3年間)	
商店街近代化資金	中心市街地活性化基本計画等に協調して、店舗等の新築又は増改築若しくは改装を行う方	設備資金	2,000万円	1.9	10年以内	12ヶ月以内			1.14%分 (借入後3年間)	
公害防止施設整備資金	環境保全、公害防止のための施設または設備を設置する方	設備資金	1,500万円	1.9	10年以内	12ヶ月以内			1.14%分 (借入後3年間)	
※1 経営安定資金 (重複利用可)	経済不況又は異常気象等により、事業活動に支障を生じている方	設備資金	(設備運転合計) 2,000万円	1.6	10年以内	12ヶ月以内			0.80%分 (借入後2年間)	
		運転資金			7年以内					
※1 ※2 経営安定借換資金 (重複利用可)	経営安定資金の融資条件を満たし、信用保証協会の保証付借入残高を借り換える方(新たな資金(いわゆる「真水」)の追加可能)	運転資金	2,000万円	1.6	10年以内	12ヶ月以内			—	

※1 「経営安定資金」対象条件

- 次のいずれかの要件にあてはまる方が対象になります。
- ① 最近3ヶ月間の売上高(合計)が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
 - ② 最近6ヶ月間の売上高(合計)が、前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - ③ 最近3ヶ月間の売上高(合計)が、2年前または3年前の同期に比べ15%以上減少し、かつ、前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - ④ セーフティネット保証(7号以外)の認定を受けていること。
 - ⑤ 最近3ヶ月の売上総利益率が、前3か年のいずれか同期に比べ5%以上減少していること。

※2 「経営安定借換資金」条件

- ① 元金返済が1年(12回)以上された資金のみ借換対象となります。
- ② 以前借り換えた資金は借換対象外となります。
(経営安定借換資金など、借換の借換にあたるものは対象外です。)
- ③ 真水を追加する場合、真水の金額は借換対象額を超えないこと。(真水は借換対象額と同額まで)

借換資金運用条件

- ① 借換対象となる従前の借入金について、経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換えに際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘定すること。
- ② 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

空き店舗・空き工場等とは

ここでいう「空き店舗・空き工場等」とは、従前において店舗、工場、事務所、倉庫等として使用されていたが、現に3ヶ月以上店舗または工場等として使用されていない建物のことを指します。

セーフティネット保証 (詳細は中小企業庁のHPを参照してください。)

セーフティネット保証は、信用保険法第2条第5項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることを市長が認定した場合に適用される保証です。この保証を利用できる方は、下記の事由に該当する中小企業者です。

- 1号：大型倒産(再生手続開始申立等)の影響を受けている。
- 2号：取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受けている。
- 3号：突発的な災害(事故等)により影響を受ける特定地域の特定業種を営んでいる。
- 4号：突発的な災害(自然災害等)により影響を受ける特定地域で事業を営んでいる。
- 5号：全国的に業況が悪化している業種を営んでいる。
- 6号：取引先金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴って借入金が減少している。